

下水道管路の全国特別重点調査における優先実施箇所の調査結果の時点更新について

1 要旨

国から要請があった下水道管路の全国特別重点調査について、このうち優先実施箇所の調査結果が9月17日に国から公表されたところであるが、このたび調査結果の時点更新が11月5日に国から公表されたため、その内容を報告する。

2 現状・背景

埼玉県八潮市の下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受け、国から令和7年3月に全国の下水道管理者等に対し、下水道管路の異常の有無を確認する特別重点調査を行い、優先実施箇所については8月中に調査を完了させ、結果を報告するよう要請があり、9月17日に国から結果が公表された。

なお、特別重点調査の優先実施箇所以外の調査箇所は、令和8年2月末までに調査を完了させることになっている。

3 優先実施箇所

特別重点調査 (令和8年2月末)	2 m以上の「大口径」かつ、 1994年度以前に設置または改築された「古い基準の構造」の管路 ※県内11市町及び県流域下水道が対象
優先実施箇所 (令和7年8月)	埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似する箇所や腐食しやすい箇所等の 条件に当てはまる管路 ※県内3市町及び県流域下水道が対象

4 下水道管路の全国特別重点調査における優先実施箇所の調査結果

今回公表された内容は、9月の公表時に調査が完了していなかった箇所の調査結果の更新であり（9月末時点）、その結果は下表のとおりである。なお、緊急度に応じて対策を実施するよう国から要請されており、下表の緊急度の判定基準及び延長の考え方は、別紙を参照。

国公表資料（https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000987.html）

自治体名	優先実施箇所の総延長	単位：[km]						
						緊急度Ⅰ、Ⅱに該当しない	空洞調査	
		緊急度Ⅰ	うち、要対策延長	緊急度Ⅱ	うち、要対策延長		実施済み延長	空洞が確認された箇所数 [箇所]
県流域	15.392	3.779	2.445	11.612	9.769	0	15.392	0
広島市 注1)	14.309	(0.532) 0.602	(0.441) 0.443	(11.974) 11.994	(10.054) 10.074	(1.064) 1.324	(9.854) 12.596	0
福山市	2.462	0.824	0.766	1.312	1.312	0.326	2.136	0
大竹市	1.584	1.584	1.584	0	0	0	(0) 1.584	0
広島県計	33.747	(6.719) 6.789	(5.236) 5.238	(24.898) 24.919	(21.135) 21.155	(1.390) 1.650	(27.382) 31.708	0
全国計	(812.945) 812.965	(103.963) 112.397	(72.341) 74.776	(384.719) 424.705	(224.607) 243.049	(132.280) 129.279	(285.045) 316.053	(6) 7

※上段の（）内は、9月17日公表数値

※各延長は、四捨五入を行っているため、合計が合わないものがある。

注1) 広島市は、国への報告時点では、優先実施箇所のうち0.388kmが調査未了となっている。

5 今後の対応について

公表された優先実施箇所のうち緊急度Ⅰ、Ⅱと判定された箇所については、各下水道管理者において、応急措置が必要な箇所の補修工事やその後の対策工事に向けた設計など、国から要請された期限内に対策が完了するよう取組を進めている。

また、緊急度Ⅰと判定された箇所については、既に道路管理者に報告しており、応急措置などの対策が完了するまでの間、道路管理者と連携し、巡視などにより異状の把握に努め、異状が確認された場合には速やかに必要な対応を行うこととしている。

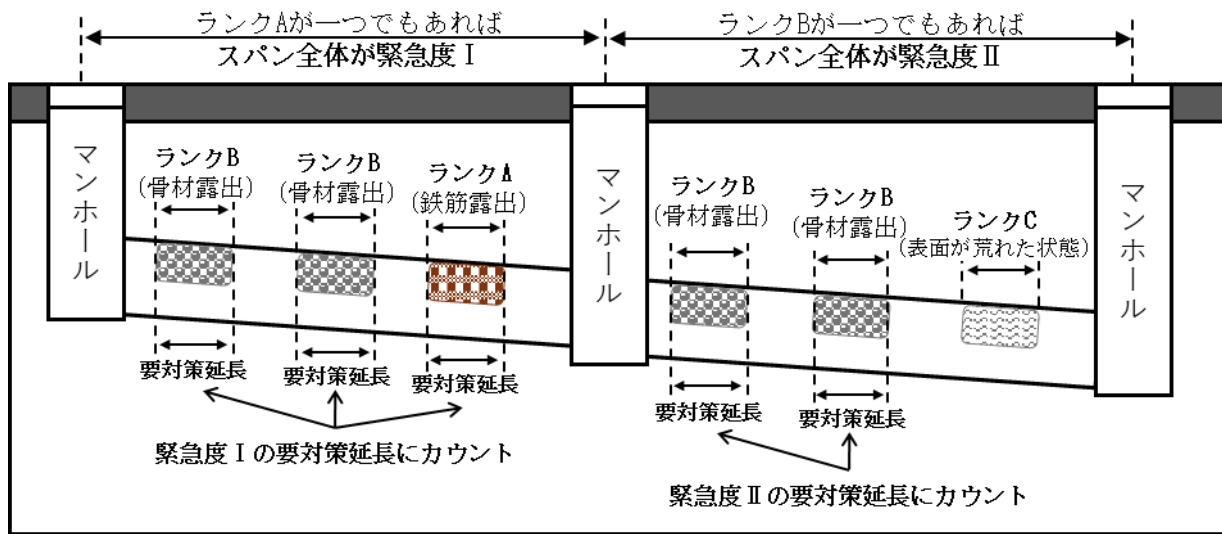
引き続き、市町に対しては技術的な助言等を行いながら、調査及び対策が計画通りに実施されるよう促すとともに、市町と連携し、対策に必要な予算確保について国へ要望していく。

(参考) 緊急度Ⅰ、Ⅱの判定基準及び延長の考え方

腐食、たるみ、破損について、それぞれ劣化の程度に応じて A から C にランク付けした上で、判定基準に基づき緊急度を決定している。

緊急度	全国特別重点調査の判定基準	緊急度に応じた対応方針
Ⅰ	ランク A が 1 項目以上	速やかな対策を実施 (原則 1 年以内)
Ⅱ	ランク B が 1 項目以上	応急措置を実施した上で、 5 年以内に対策を実施

(例：管の腐食)



※緊急度の区分

緊急度Ⅰ：鉄筋の露出等の緊急度が高い損傷(ランク A)がある。

緊急度Ⅱ：骨材の露出等の損傷(ランク B)がある。

緊急度Ⅰ、Ⅱの延長は、スパン(マンホール間) 毎の延長を計上している。

※評価ランクの分類

ランク A：重度の腐食（鉄筋露出）

ランク B：中度の腐食（骨材露出）

ランク C：軽度の腐食（表面が荒れた状態）